**平成２８年（フ）第１２９４号**
名古屋市名東区社が丘４丁目1301番地　ウィンヒルＤ－１号
債務者　平島　恵美
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　晴男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月27日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第２８０号**
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄5581番地18
債務者　青山　英則
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畝原　孝明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第３１５号**
埼玉県入間郡毛呂山町南台３丁目２番地11
債務者　筋野　浩之
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後４時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山元　勇気
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第３２号**
三重県松阪市高町198番地１　ルミエール高町102号、前住所三重県松阪市五反田町1400番地１　サープラス・ツー・ムラタＡ201号
債務者　山本真由美
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　大河
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月12日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
津地方裁判所松阪支部

**平成２８年（フ）第８３２号**
北海道恵庭市和光町１丁目７番３号
債務者　岩下　　晃
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高須　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１０６９号**
埼玉県新座市栄３丁目６番34号　グリーンハイツ306号室
債務者　三浦　勇治
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井合　　翼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月16日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１９１０号**
神奈川県鎌倉市笛田５丁目48番４号
債務者　三戸岡新一
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　和孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第５２９号**
静岡市駿河区池田677番地の10
債務者　若森　将伸
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　史浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第６８４４号**
千葉県習志野市藤崎３丁目９－40
債務者　黒川　治雄
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　敏雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２８年（フ）第７５号**
宮城県大崎市古川稲葉４丁目20番15号
債務者　鈴木　厚子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２８年（フ）第９０号**
福島県田村郡三春町大字実沢字宮脇３番地、前住所福島県田村郡三春町八島台５丁目１番地の３　駅南ヶ丘団地55－312号
債務者　堀井　直生
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２８年（フ）第２００号**
兵庫県川西市美山台１丁目３番地の99
債務者　大村　　心
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２８年（フ）第５０３号**
兵庫県尼崎市東大物町２丁目２番28号　シャンブルＴ401
債務者　福田　信一
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第７５号**
広島県呉市三条１丁目６番12号
債務者　青木　克博
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２８年（フ）第３４２号**
熊本市北区武蔵ケ丘７丁目１番６号　エミネントむさしＣ－101
債務者　森　　和彦
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第４３２号**
兵庫県三田市中央町16－４　小西ビル102、住民票上の住所神奈川県藤沢市大鋸１丁目５番41号　インペリアルバレー湘南104
債務者　本郷健太朗
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部